

1. 板橋ロイヤルケアセンター 通所リハビリテーション 料金表

2019年10月1日

①基本料金（円）／一回あたり *施設規模：大規模通所リハビリテーション費Ⅱ

1時間以上2時間未満サービス

要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
353	706	1,059	387	773	1,159	417	833	1,249	449	897	1,346	480	959	1,439

6時間以上7時間未満サービス

要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
699	1,397	2,095	837	1,674	2,511	971	1,941	2,911	1,131	2,262	3,393	1,289	2,578	3,867

②各種加算（円）

加算項目		1割	2割	3割	算定頻度	概要
理学療法士等体制強化加算		34	67	100	日	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を専従かつ常勤2名以上配置(1時間以上2時間未満の通所リハビリに限り算定)
入浴介助加算		56	111	167		入浴介助を行います
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満	14	27	40	回	3時間以上の通所リハビリを提供した場合において、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を一定数以上配置
	4時間以上5時間未満	18	36	54		
	5時間以上6時間未満	23	45	67		
	6時間以上7時間未満	27	54	80		
	7時間以上8時間未満	31	62	93		
リハビリマネジメント加算Ⅰ		367	733	1,099	月	通所開始日から1月以内にリハビリスタッフが居宅を訪問し、日常生活・家屋状況を確認した上で、リハビリ計画を作成します
リハビリマネジメント加算Ⅱ1(開始月～6月以内)		944	1,887	2,831		・月1回(6月以降は3月に1回)リハビリ会議を開催し、通所リハビリ計画の見直しを行ない、ケアマネージャー等に情報提供します ・リハビリスタッフが居宅を訪問し、家族又はヘルパー等に介護の工夫や日常生活上の留意点をお伝えします ・当施設のリハビリスタッフよりリハビリ計画を説明します
リハビリマネジメント加算Ⅱ2(開始月から6月超)		589	1,177	1,765		
リハビリマネジメント加算Ⅲ1(開始月～6月以内)		1,244	2,487	3,730		・上記リハビリマネジメント加算Ⅱの算定要件に適合 ・当施設の医師よりリハビリ計画や留意事項等についてご説明します
リハビリマネジメント加算Ⅲ2(開始月から6月超)		888	1,776	2,664		
リハビリマネジメント加算Ⅳ1(開始月～6月以内)		1,355	2,709	4,063		・上記リハビリマネジメント加算Ⅲの算定要件に適合 ・リハビリテーションの質の評価データ収集事業に参加のうえ、リハビリ計画に関するデータを厚生労働省に提出させていただきます(3月に1回を限度として算定)
リハビリマネジメント加算Ⅳ2(開始月から6月超)		999	1,998	2,997		
短期集中個別リハビリ加算		123	245	367	日	退院・退所日または要介護認定日から3月以内に集中的な個別リハビリを行います(1日40分以上/週2回以上、リハビリマネジメントⅠ～Ⅳのいずれかを算定)
認知症短期集中リハビリ加算Ⅰ		267	533	800	日	退院・退所日または通所開始日から3月以内に集中的な認知症個別リハビリを行います(週2回限度、リハビリマネジメントⅠ～Ⅳのいずれかを算定)
認知症短期集中リハビリ加算Ⅱ		2,132	4,263	6,394	月	退院・退所の月または通所開始月から3月以内に集中的な認知症リハビリを行います(月4回以上、リハビリマネジメントⅡ～Ⅳのいずれかを算定)
生活行為向上リハビリ加算1(開始月～3月以内)		2,220	4,440	6,660	月	・生活行為の充実を図るためのリハビリを行います ・リハビリ期間終了時にデイサービス等へ移行していただく計画となります(リハマネジメントⅡ～Ⅳのいずれかを算定)
生活行為向上リハビリ加算2(開始月から3月超6月以内)		1,110	2,220	3,330		
社会参加支援加算		14	27	40	日	評価期間(1/1～12/31)において、デイサービス等の社会参加に資する取組を実施した方の人数が一定以上の場合等の条件を満たした場合に、翌年度につき算定します
若年性認知症利用者受入加算		67	134	200		若年性認知症(65歳未満)の方が通所リハビリを利用した場合
栄養改善加算		167	333	500	回	低栄養状態(そのおそれがある)方に栄養改善サービスを行います(月2回/3月以内が限度、状態が改善されない場合は引き続き算定可能)
栄養スクリーニング加算		6	11	17		6月おきに介護職員等にて栄養スクリーニングを行ない、ケアマネージャーに情報提供します
口腔機能向上加算		167	333	500		口腔機能低下の(そのおそれがある)方に口腔機能向上サービスを行います(月2回/3月以内が限度、状態が改善されない場合は引き続き算定可能)
重度療養管理加算		111	222	333	日	要介護3・4・5であって、常時頻回の喀痰吸引、褥瘡処置、胃ろう栄養を行っている等の状態の方が2時間以上の通所リハビリを利用した場合
中重度者ケア体制加算		23	45	67		前年度又は算定日の属する月の前3月間の利用者数のうち要介護3以上の方が3割以上の場合等の条件を満たした場合に算定します
自己送迎の場合の減算		53	105	157	片道	当施設で送迎を行っていない方の場合、片道ずつ減算されます
サービス提供体制強化加算Ⅰ		20	40	60	回	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合

加算項目	1割	2割	3割	算定 頻度	概要
介護職員処遇改善加算 I	/	/	/	月	介護保険一部負担額の4.7%相当額が上乗せされます
介護職員等特定処遇改善加算 I	/	/	/		介護保険一部負担額の2.0%相当額が上乗せされます

8時間以上通所リハビリを延長した場合（要介護度別 1日あたりの金額に加算）

※延長をご希望の際はご相談ください。

8時間以上9時間未満	1割 56 円	2割 111 円	3割 167 円	11時間以上12時間未満	1割 222 円	2割 444 円	3割 666 円
9時間以上10時間未満	1割 111 円	2割 222 円	3割 333 円	12時間以上13時間未満	1割 278 円	2割 555 円	3割 833 円
10時間以上11時間未満	1割 167 円	2割 333 円	3割 500 円	13時間以上14時間未満	1割 333 円	2割 666 円	3割 999 円

2. 介護予防通所リハビリテーション 料金表

2019年10月1日

①基本料金（円）／ 一月あたり

要支援1			要支援2		
1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
1,911	3,821	5,731	4,034	8,068	12,102

②各種加算（円）

加算項目	1割	2割	3割	算定 頻度	概要
若年性認知症利用者受入加算	267	533	800	月	若年性認知症(65歳未満)の方が介護予防通所リハビリを利用した場合
リハビリマネジメント加算	367	733	1,099		おおむね3月おきにリハビリテーション計画の作成・更新をしていきます
生活行為向上リハビリ加算1 (開始月～3月以内)	999	1,998	2,997		・生活行為の充実を図るためのリハビリを行います(リハマネジメント算定) ・リハビリ期間終了時にデイサービス等へ移行していただく計画となります (事業所評価加算との併算定不可)
生活行為向上リハビリ加算2 (開始月から3月超6月以内)	500	999	1,499		
運動機能向上加算	250	500	750		運動器の機能向上を目的とした計画を作成し、それに基づき個別にリハビリテーション(運動機能向上サービス)を実施します
栄養改善加算	167	333	500		低栄養状態またはそのおそれがある方に対し、低栄養状態の改善等を目的として個別に栄養食事相談等の栄養管理(栄養改善サービス)を実施します
栄養スクリーニング加算	6	11	17		6月おきに介護職員等にて栄養スクリーニングを行ない、ケアマネジャーに情報提供します
口腔機能向上加算	167	333	500		口腔機能低下またはそのおそれがある方に対し、口腔機能改善を目的とした計画を作成し、それに基づき口腔清掃、摂食・嚥下機能訓練(口腔機能向上サービス)を実施します
選択的サービス複数実施加算 I 1	533	1,066	1,599		運動機能向上サービスと栄養改善サービスを実施した場合
選択的サービス複数実施加算 I 2					運動機能向上サービスと口腔機能向上サービスを実施した場合
選択的サービス複数実施加算 I 3					栄養改善サービスと口腔機能向上サービスを実施した場合
選択的サービス複数実施加算 II	777	1,554	2,331		運動機能向上サービス・栄養改善サービス・口腔機能向上サービスを実施した場合
事業所評価加算	134	267	400		選択的サービスを行う事業所の評価期間(1/1～12/31)において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上の場合、翌年度に毎月加算します
サービス提供体制強化加算 I 1 1	54	107	160		介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合 (要支援1の方が対象)
サービス提供体制強化加算 I 1 2	107	213	320	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合 (要支援2の方が対象)	
介護職員処遇改善加算 I	/	/	/	介護保険一部負担額の4.7%相当額が上乗せされます	
介護職員等特定処遇改善加算 I	/	/	/	介護保険一部負担額の2.0%相当額が上乗せされます	

注) 【通所リハビリ・介護予防通所リハビリ共通】

介護保険に係る金額は各項目別に1日(1回・1月)あたりの金額を出すため端数処理をしています。
また、利用回数等により実際の計算と負担額が変わることがあります。(地域区分:1級地、1単位=11.1円)

3. その他実費利用料金

項目	備考	単位	金額
昼食代	6時間以上7時間未満サービスにて提供（おやつを含みます）	1食	710 円
教養娯楽費	個別に行う行事、クラブ活動等で使用する材料費等 施設で用意するものをご利用いただく場合 (クラブ活動…書道・園芸・ゲーム・喫茶店 等)	1回	実費相当額
当日キャンセル料	6時間以上7時間未満サービスをお休みされる際、前日(23:59) までにご連絡がなかった場合は昼食代がかかります。	1回	710 円
オムツ使用料	尿取パット	1枚	30 円
	リハビリパンツ		120 円
	テープ止め		140 円
文書料	介護保険サービス受領証明書等	1通	1,100 円
健康管理費	予防接種料等	1回	その都度実費
行事費	納涼会における金券代等	1回	その都度実費

4. 要介護1～5の方の1ヶ月の目安金額例

注) あくまでも1ヶ月の目安となる金額を出すための端数処理をしています。実際には利用回数等により負担額が変わります。

【週1回(月4回)利用の場合】

通常の場合

区分	負担	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
A 1時間以上2時間未満 (短時間通所リハビリ)	1割	3,155 円	3,297 円	3,425 円	3,563 円	3,695 円
	2割	6,310 円	6,595 円	6,850 円	7,125 円	7,390 円
	3割	9,465 円	9,892 円	10,276 円	10,688 円	11,086 円
B 6時間以上7時間未満	1割	6,741 円	7,333 円	7,902 円	8,589 円	9,262 円
	2割	10,643 円	11,827 円	12,964 円	14,338 円	15,683 円
	3割	14,544 円	16,320 円	18,026 円	20,087 円	22,105 円

【A内訳】・基本サービス費 ・サービス提供体制強化加算Ⅰ ・中重度者ケア体制加算 ・リハビリマネジメント加算ⅢⅠ ・理学療法士等体制強化加算
・介護職員処遇改善加算Ⅰ ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

【B内訳】・基本サービス費 ・リハビリテーション提供体制加算 ・サービス提供体制強化加算Ⅰ ・中重度者ケア体制加算 ・入浴介助加算
・リハビリマネジメント加算Ⅰ ・介護職員処遇改善加算Ⅰ ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ ・昼食代

【週2回(月8回)利用の場合】

①短期集中個別リハビリ実施対象期間の場合

区分	負担	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
C 1時間以上2時間未満 (短時間通所リハビリ)	1割	6,026 円	6,310 円	6,566 円	6,841 円	7,106 円
	2割	12,052 円	12,621 円	13,132 円	13,682 円	14,212 円
	3割	18,078 円	18,931 円	19,698 円	20,523 円	21,319 円
D 6時間以上7時間未満	1割	14,134 円	15,318 円	16,455 円	17,829 円	19,175 円
	2割	22,588 円	24,957 円	27,231 円	29,979 円	32,669 円
	3割	31,042 円	34,595 円	38,006 円	42,128 円	46,164 円

【C内訳】・基本サービス費 ・サービス提供体制強化加算Ⅰ ・短期集中個別リハビリ実施加算 ・中重度者ケア体制加算 ・理学療法士等体制強化加算
・リハビリマネジメント加算ⅢⅠ ・介護職員処遇改善加算Ⅰ ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

【D内訳】・基本サービス費 ・リハビリテーション提供体制加算 ・サービス提供体制強化加算Ⅰ ・短期集中個別リハビリ実施加算 ・入浴介助加算
・中重度者ケア体制加算 ・リハビリマネジメント加算Ⅰ ・介護職員処遇改善加算Ⅰ ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ ・昼食代

②通常の場合

区分	負担	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
E 1時間以上2時間未満 (短時間通所リハビリ)	1割	4,984 円	5,268 円	5,524 円	5,799 円	6,064 円
	2割	9,968 円	10,536 円	11,048 円	11,597 円	12,128 円
	3割	14,951 円	15,804 円	16,572 円	17,396 円	18,192 円
F 6時間以上7時間未満	1割	13,092 円	14,276 円	15,413 円	16,787 円	18,132 円
	2割	20,504 円	22,872 円	25,146 円	27,894 円	30,585 円
	3割	27,915 円	31,468 円	34,879 円	39,001 円	43,037 円

【E内訳】・基本サービス費 ・サービス提供体制強化加算Ⅰ ・中重度者ケア体制加算 ・リハビリマネジメント加算ⅢⅠ ・理学療法士等体制強化加算
・社会参加支援加算 ・介護職員処遇改善加算Ⅰ ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

【F内訳】・基本サービス費 ・リハビリテーション提供体制加算 ・サービス提供体制強化加算Ⅰ ・中重度者ケア体制加算 ・入浴介助加算
・リハビリマネジメント加算Ⅰ ・介護職員処遇改善加算Ⅰ ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ ・昼食代

【週3回(月12回)利用の場合】

①短期集中個別リハビリ実施対象期間の場合

区分	負担	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
G 6時間以上7時間未満	1割	21,006 円	22,782 円	24,488 円	26,548 円	28,567 円
	2割	33,491 円	37,044 円	40,455 円	44,577 円	48,613 円
	3割	46,489 円	51,818 円	56,935 円	63,117 円	69,172 円

【G内訳】・基本サービス費 ・リハビリテーション提供体制加算 ・サービス提供体制強化加算Ⅰ ・短期集中個別リハビリ実施加算 ・入浴介助加算
・中重度者ケア体制加算 ・リハビリマネジメント加算Ⅰ ・介護職員処遇改善加算Ⅰ ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ ・昼食代

②通常の場合

区分	負担	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
H 6時間以上7時間未満	1割	19,442 円	21,219 円	22,924 円	24,985 円	27,003 円
	2割	30,365 円	33,918 円	37,329 円	41,450 円	45,487 円
	3割	41,287 円	46,616 円	51,733 円	57,915 円	63,970 円

【H内訳】・基本サービス費 ・リハビリテーション提供体制加算 ・サービス提供体制強化加算Ⅰ ・中重度者ケア体制加算 ・入浴介助加算
・リハビリマネジメント加算Ⅰ ・介護職員処遇改善加算Ⅰ ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ ・昼食代

5. 要支援1・2の方の1ヶ月の目安金額例

区分	負担	要支援 1	要支援 2
A 1時間以上2時間未満 (短時間通所リハビリ)	1割	2,362 円	4,684 円
	2割	4,723 円	9,368 円
	3割	7,085 円	14,053 円
B 6時間以上7時間未満	1割	5,202 円	10,364 円
	2割	7,563 円	15,048 円
	3割	9,925 円	19,733 円

【A・B内訳】 ※支援1:週1回、支援2:週2回

- ・基本サービス費
- ・運動器機能向上加算
- ・サービス提供体制強化加算
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ
- ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
- ・昼食代※6時間コース対象
要支援1の場合:4日分
要支援2の場合:8日分